

# 治癒証明書

※インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症に罹患時は「治癒証明書」の提出は不要です。

早稲田大学高等学院

早稲田大学高等学院中学部

年 組 番 氏名

上記の生徒について、下記の疾患が治癒しましたので、登校を許可します。

記

病名(学校感染症名):

出席停止期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

医療機関名

医師名

印

文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間

学校保健安全法施行規則により定められている学校感染症は次のとおりです。新型コロナウイルス感染症、インフルエンザを除き、登校再開には「治癒証明書(この用紙のオモテ面)」の提出が必要です。

種類	感染症名	出席停止期間
第2種	新型コロナウイルス感染症	有症状の場合 …発症日を0日目として5日間を経過し、 かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状の場合 …検体を採取した日を0日目として5日間を経過するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症日を0日目として5日間を経過し、かつ解熱後2日間を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失する、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	※その他の感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)、サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、単純ヘルペス感染症、带状疱疹、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ など	